

亀山市公告第 1 1 号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部用地管理室に備え置いて、公告の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 2 月 1 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の場所

亀山市御幸町字西角 8 2 番 6 地先